

滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会 議事録

- 開催日時 平成28年7月19日(火) 10:00~12:00
- 開催場所 県庁北新館3階中会議室
- 出席委員 饗場委員、池田委員(寺山代理人)、石上委員、石谷委員、菊池委員、木村委員、久保委員、鳥塚委員、中野委員、中村委員、西野委員、平山(貴)委員、平山(奈)委員、福原委員、村上委員(内海代理人)、(全委員17名:出席15名、欠席2名)

○議 題

- (1)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」と「琵琶湖総合保全整備計画」との関係(イメージ)について
- (2)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項(案)について
- (3)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(素案)について

【配布資料】

- ・委員名簿・配席表
- ・資料1 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」と琵琶湖総合保全整備計画との関係(イメージ)
- ・資料2 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項(案)
- ・資料3 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の概要
- ・資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(素案)

<参考資料>

- ・琵琶湖の保全及び再生に関する法律
- ・琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針

議事録

(1)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」と「琵琶湖総合保全整備計画」との関係(イメージ)について

<事務局から資料1について説明を行った>

(部会長)

ただ今の説明について何かご質問、ご意見等はございますか。

ないようでしたら、私からいくつか質問があるのですが、このマザーレイク21計画のパンフレットを見ていただきますと第2期目標がありまして、その目標の進行管理をやっていますが、法律においては、その目標と進行管理というのはどういう位置付けになっているのですか。

(事務局)

進行管理についてですが、法律の中では進行管理については規定されておられません。ただ、私ども、先ほども説明させていただきましたが、マザーレイク21計画にある基本理念や基本方針をこの琵琶湖保全再生計画に共有させていただいていることもございますので、目標も基本的には同じ方向にあると我々は考えております。マザーレイク21計画の指標ですとか、あるいは進行管理の結果を何らかの形で保全再生計画の進行管理に活かすことも併せて検討していきたいなと思っておりますが、現在、この計画の素案、この後に説明いたしますが、この素案には指標や進行管理については記述していない状況であり、これは国とまた相談させていただきながら考えていきたいと考えております。

(部会長)

その他、何かご意見、ご質問はございますか。

特にないようでしたら、続きまして、議題2の「琵琶湖保全再生施策に関する計画の重点事項(案)」、および議題3の「琵琶湖保全再生施策に関する計画(素案)」について、関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いします。

<事務局から資料2～4について説明を行った>

(2)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項(案)について

(3)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(素案)について

(部会長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問を伺うのですが、資料2と3と4が輻湊していますので、主には資料2と資料3をベースに、それで資料4についても、もしご意見があればお伺いしたいと思います。まず概略ということで資料2についてご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

(委員)

資料2の右側の「新しい芽出し」の2番目、「生態系保全のための新たな水質管理手法」ということでTOCが挙がっていますが、資料4の説明のところでは、これは確か(1)の水質汚濁対策の5番目、「その他の対策」のところに入るというご説明だったと思うのですが、そのあたりの整合を図っていただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

整合を図っていきます。

(委員)

「調査研究」の1つ目の国立環境研究所琵琶湖分室との共同研究ですが、おそらくその国環研から大挙して人が来るというわけではないと思うんですね。そうすると、この「喫緊の課題」であるとか「新しい芽出し」のどれかのテーマに特化する、あるいはここにはないものをやるということだと思うのですが、具体的にどういう研究を国環研にお願いしようと考えておられますか。

(事務局)

今、共同研究の内容については詰めているところでございますが、基本的には国環研でいう地域環境の部分と生態系の部分とがございまして、具体的にはその範囲の中で、例えば、水草のこともありますし、喫緊の課題につながるようなもの、あるいは将来的にですが、そういう地域のビジネスにつながるようなものも含めて検討しているところです。

(委員)

少し危惧しておりますのは、国環研が国の大きな研究所であるというのは私もよく存じ上げていますが、琵琶湖をずっと見てきた方々ではおそらくないと思います。ですから、なるべく琵琶湖環境科学研究センターさんが主体的にやって、その上で世界の色々な最新の環境研究の流れみたいところでサポートしていただくような形で、やはり琵琶湖に責任を持ってこられた滋賀県の研究所がすごく伸びていくような、主体性を持ってやれるようなふうにしていただくのがいいかなと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。そのようになるように進めてまいりたいと思います。

(委員)

共感、共存、共有というこの3つの大きな柱の中で一番大前提の「国民的資産である琵琶湖」と「保全再生が困難」というこの言葉が一番頭にありますが、共感は「国民の幅広い『共感』」ということで表現はされていますが、共存、共有は県民を中心に考えているような感じがあつて、国民全体が共存、共有を、共感も含めてですが、常に意識できるような考え方をもう少しこの中に入れたほうがいいのではないかなという気がしています。

(事務局)

ありがとうございます。発信、それから学習ですとか多様な主体との協働、そういった中で、今おっしゃっていただいた国民が幅広い共感を得るといような考え方が展開できるような施策展開、あるいはその記述等をまた考えてまいりたいと思います。

(委員)

「新しい芽出し」のところで、「森林・山村の再生、しがの林業成長産業」とありますが、「新しい芽出し」という割にはあまり一般的であつて、それは喫緊の課題への対応として入れるべきではないかなと思います。特に今、この森林、林業に求められているものは、やはり今これからやらなければならないこと、5年、10年の間に一番大事なのが、森林を守るためにも、それがひいては琵琶湖を守ることになる間伐の推進ではないのかなと思います。

そして、搬出間伐。今までは切り捨て間伐をやってきましたが、切り捨て間伐が台風時に流れ出して、それが災害につながるということが言われておりました。それをこれから搬出間伐していこう、そして、いかにこの搬出間伐した材、特に搬出間伐の材といいますと、拡大造林後、50年前後たっていますので、今多賀町でもそのとおりにやっていますが、特にずっと健全育成をして育ててきた50年、60年製の木材は有効活用できますので、その辺をやって、そして、それをいかにして付加価値を高めて利用するか。「しがの林業成長産業」だけでは、この芽出しではもう一つインパクトがないのではないかなと。そういうところを滋賀県の木材、森林への取り組むべき、これから5年、10年、しっかりとやらなければならない課題ではないかなというふうに思いますので、「新しい芽出し」はちょっと物足りないと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、この左側の「喫緊」、右側の「新しい芽出し」というこの書きぶりでもそもそもののかということもご議論を賜ればと思っております、これまで色々な方とお話を伺う中でも、もしかしたら左側は「守る」といような保全に重きを置いたもので、右側はどちらかという「活用」であり、次世代に向けて攻めの姿勢というか、そういったような姿勢のものが入っているのではないかなというお話もあります。

林業の関係での書きぶりの充実と併せて、この見せ方についても、もう少し色々な意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

(部会長)

今のことに関して、私も同様のことを思っております、「喫緊の課題への対応」と「新しい芽出し」と分けますと、結局その「新しい芽出し」のほうは、どちらかといえば、TOCを除きますと利用に関することになっていて、「喫緊の課題」の方が確かに保全の観点なのですが、バランスがあまりよろし

くないかなという感じがしております。

もちろん琵琶湖を利用して知っていただいて、守っていく意識を醸成していくということは大変重要だと思うのですが、その保全は喫緊の課題だけなのかというところが、この枠組みを見ていると、そこが非常に気になっていましたので、もう少しお考えいただいたらどうかと思います。特に保全については、新しい芽出しはないのかというところが大変気になっておりまして、保全について新しい芽出しというのはどういう視点があり得るのか、後の素案のところ、景観の保全とか生態系の保全というように言葉では書かれています、その保全は新しい芽出しとしては具体的にはどういうものがあり得るのかというところが、この重点事項の図では見えないというところにいささか不安を覚えているので、そのあたりも含めてご検討いただけたらと思います。

(委員)

下から2つ目の協働の四角の中で2点あるのですが、1つ目は、当たり前のように当たり前になっていない市町行政との協働連携ということが言及されていないということと、「実質的にはやはり琵琶湖は滋賀県が」というところがあって、なかなか市町の環境部署との連携が見えてこないのではないかと思いますので、ここで書くか書かないか、覚悟を決めたほうがいいのではないかと思います。

2つ目はもう一つの覚悟なのですが、下流域との協働というのを安易に言わないほうがいいというか、安易には考えられないことで、もちろんイベント的に「一緒に掃除をしましょう」と言うことはできるのですが、たぶんそういうことではないと思うのです。継続的に下流域のことを考えて琵琶湖にも何かしなければいけないし、逆もある。そういう意識の共感というところがまだあまり高まっていないように思う状況の中で、一緒にやりますというところは、もちろんみんないいと思うが、そこをどうしていくのかというところまで書き込めるのかどうかということを考えなければいけないのではないかなと思います。コメントです。

(事務局)

まず1点目の市町との協働・連携についてですが、基本的になかなか連携が進んでいないというお話がございました。ここの中に市町というような形で明記するか明記しないか、また検討をさせていただきたいと思っておりますが、今現在、市町等へ直接上がりまして、色々な課題等について、この計画を作るに当たって、直接市町さんが思っている琵琶湖に対する課題等について聞き取りをさせていただいているところでございます。そういったことをさせていただきながら、市町との協働、連携について、どのような記述をするのか考えていきたいと思っております。

それから、下流域については非常に難しいことは認識しております。ただ、私どもとしましては、この法律ができて、そして琵琶湖が国民的資産であると位置付けされたということもございまして、非常に難問である、難関であるというようなことは承知の上で、ぜひ、どういう形になるのか、一斉清掃での展開になるのか、あるいは、今現在も「うみのこ」で下流域の皆さんに乗っていただいているとか、そういった取り組みを一つ一つ進めていくと。一気に進めていくというのはなかなか困難かもしれませんので、そういった視点を持ちながら、この法律ができた、そして計画ができるということをつかぎに広めてまいりたいと思っております。

(委員)

資料2に写真が載っていますが、その中で水草刈り取り、そして、水源林の整備、環境に配慮した農業というのがありますが、水草刈り取り、これはバリカンによる水草刈り取りをやっている間にどんどん増えてしまいました。水源林、これはなぜ針葉樹林を載せるのでしょうか。広葉樹林になぜ替えないのでしょうか。広葉樹林など保水能力の高いものに替えるというのが基本的にない駄目なのではないかと思っております。環境に配慮した魚道をナマズが上っている写真ですが、本当、本来ならコイ科魚類にす

るべきです。今このナマズというのが、東南アジアを中心にエドワジェラ・イク・タルリという病気があるということで、全国的にこの病気に感染しています。これを琵琶湖の発信の一番表に出してくるということは問題だと思います。それよりも、固有種であるニゴロブナとかホンモロコとかが前面に出てくるほうがいいのではないかなと思います。

(部会長)

では、写真はご指摘のように差し替えていただくということによりお願いします。

(委員)

琵琶湖保全再生計画というのは誰に対して提示をされて誰がそれを担うべきなのかというところを私自身がまだよく分かっていないところがありまして、もしこれが法律に基づいて国民全体に対してきちんと言うことであれば、国民全体のやるべきこと、流域住民がやるべきこと、滋賀県民が果たしていく役割というのはそれぞれ違ってくると思うのです。その滋賀県民が果たしていくべき役割というところは、むしろその価値観というところにアプローチをしていかなければいけないということで、マザーレイク21計画でかなり詳しく書き込まれていると思うのですが、そういったことをきちんと県民がやっていくことで、この琵琶湖再生計画というところがきちんと推進されていくと思います。

資料1では、逆にこの琵琶湖保全再生計画に基づく施策の推進によってマザーレイク21計画を推進してくる位置付けになっているのですが、むしろ琵琶湖を有する滋賀県民としての暮らし方が非常に琵琶湖のあり方に影響を与えるということで、マザーレイク21をきちんと推進していくことで琵琶湖保全再生計画にも寄与できる、という考え方のほうが自然なのではないかなと思いました。

あと、協働というところ、先ほどもご意見がありました、みんなが何かを一緒にやれば協働ということではなく、何かの問題に対してきちんと対等に参画をして役割を果たしていこうということが初めて協働という位置付けになると思いますので、その流域のつながりの中で、それぞれの市町がどういった役割を果たしていくのか、あるいは、その上のほうに『企業』『大学』も加わった」ということがさらりと書いてありますが、それらがどういった役割を果たしていくのかということ、かなり明確に意識をしながら言葉を選んでいかないと、結局マザーレイク21、その他の施策のほうで書こうとしたことをより一般的な文言で表現をしてしまうということになるのではないかなと資料を拝見して思っています。

一つ一つの事象に対してどういうことをするのかということ非常に重要なのですが、その一番下、支えにあるはずの「なぜこういったところを目指してきたのか」というところに対する文言も少し加えながら、なぜこれが喫緊の課題として選ばれたのか、何をしなければいけないのかということ、少し整理していただけたらと思います。コメントです。

(事務局)

この計画の主語といいますか、主体がどこなのかというふうなことが1番目のご質問のポイントだと思うのですが、計画は滋賀県が策定すると法律上なっており、滋賀県が策定する計画であることは間違いございません。

ただ、それぞれの施策の中に、その主語が「国は」と書いてあるものもありますし、発信の部分でいきますと、様々な方々に発信を担っていただくということもございますので、その書きぶり等については、今、国とも調整をさせていただいて、どういった形が記述として適切なのかということ、今現在詰めさせていただいております。従いまして、素案の中には、現在、主語は明記させていただいていないという状況でございます。

そして、マザーレイクとの関係、結局はその焼き直しになってしまうということもご指摘いただきましたが、その部分については記述する際に考えながら、基本的には目標等を共有させていただいてお

りますので、記述の部分において重なってくるところがありますが、この計画が琵琶湖の保全再生施策に関する計画ということで、平成23年に改定したマザーレイク21計画で補えなかった部分ですとか、そういったものをきちっと補っていくような形で考えてまいりたいなとも思っています。

(委員)

「新しい芽出し」のところ、先ほどもお話があった「森林・山村の再生」のところなのですが、これはとても重要なことだと思うのですが、少し言葉が漠然とし過ぎていて、具体的に書いたほうがもっといいのではないかなというのをすごくこれを見て感じました。

「資料4と対応させたときに、それが『地域材の有効活用により、森林資源の循環利用を促進することで』というところに対応している」とおっしゃられたのですが、この間伐材とかの利用だけが森林・山村の再生につながるのかなというのが疑問に感じまして、もう少し具体的にこれ以外のことも考えて挙げておいた方が計画は進みやすいのではないかなと感じました。

(事務局)

今現在素案の段階でございますので、具体的な施策等について、もう少しまた書き込み等を検討してまいりたいと思います。

(委員)

多様な意見が出ていますので今後議論がなされると思いますが、拝見するに、水源林の適切な保全管理と森林整備、それから森林を整備していくに当たってはやはり林業の振興ということが重要かなと。この3点は今記載されているので、これについてどうこう申し上げることはございませんが、この3点は押さえておいたほうがよろしいのかなと。

あとは、今多様なご意見がありますので、全体の計画の分量等もあると思いますので、事務局で色々ご検討なされるのかなと思っています。

(委員)

この表だけのことで言わせていただきますが、「保全再生するために…」ということで、我々はこれを資産、企業人としては資産をどう利用するかという話で、色んなマネジメントシステムがあるわけですが、保全再生して持続可能な琵琶湖として将来どうしなければいけないのかということだろうと思います。何となくこの「喫緊の課題」とか「新しい芽出し」があるのですが、それが循環して、琵琶湖がよりいっそう再生されていくのだという、何かそんなイメージがもう少し欲しいなと思います。

(事務局)

見せ方についても記述についても、もう少し工夫させていただきたいと思います。

(部会長)

私から質問なのですが、この「新しい芽出し」の中に書かれている文言が、後ろのほうの計画とかには書かれていないもの、例えば、「びわ湖スポーツ」とか「世界農業遺産」とか、書かれていないものが幾つかあるのですが、それはどういう位置付けになるのでしょうか。

(事務局)

現在、実はご指摘いただいたとおりで、まだ反映できていないところがございます。この素案につきましては、国等との調整もございまして、その調整が現在の段階で一定整ったものを入れさせていただいてございます。今後、ここに盛り込まれております、先ほどありました「びわ湖スポーツ」ですとか、

あるいは、「世界農業遺産」ですとかをどういう形で盛り込めるのかということを検討させていただいて、次に審議会に出すときには反映させたような形でご提示させていただきたいと思います。

(委員)

「芽出し」の「林業成長産業化」ということでありますが、実はここ数年前から間伐を主体とした森林整備を我々が行っておりますが、鳩山内閣のときに、国産材のシェアは50パーセントを目指すということで、かなり大きなアドバルーンを上げられました。それ以来、自民党政権になりまして、国産材のシェアを上げていこうということで、そういう施策が持たれておりますが、実は当時国産材のシェアが大体15パーセントぐらいでしたかね。そのときにはそここの値段にはなっていたのですが、こういった森林施策、今現在、施策集約化と申しまして、間伐を主とする森林整備を我々が行っておりますが、それが20パーセントぐらいに上がったとたんに国産材が暴落し、国産材が飽和状態になりました。非常に我々の業界といたしましては、こういうアドバルーンを上げていただくことは結構ですが、現場では、これをやったことに対して木材価格がまた反対に暴落していて、森林整備が進まないということもあるわけでして、こういった「新しい芽出し」でアドバルーンを上げていただくことは結構ですが、それに伴って、それが実現可能となったときの後、そのアフターケアは実際にしていただけるのかなという不安が我々にはございますので、その点も含めて、また計画の中で何か記載いただけるとありがたいなと思います。

(事務局)

今、森林分野では、「林業成長産業化アクションプラン」について多様な方々に入ってきて議論をしております。その中で現場の方の声をしっかり拾いながら、今いただいたような懸念がないよう、この「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の中でも位置付けていきたいと考えております。

(部会長)

その他、この資料に、この資料2について特にご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、事前に資料を送付しましたときに、ご意見をいただきたい主な事項ということで、「新しい芽出し」として取り組む事項がこれでよいか、それから、琵琶湖の重要性等、効果的な情報発信方法についてもご意見をいただきたいというのが事務局からの要望で、それについてのご意見も含めまして、資料3、あるいは資料4についてご意見をいただけたらと思います。色んな忌憚のないご意見をいただけたらありがたいです。いかがでしょうか。

私のほうから、資料4の3ページのところに、「生態系の保全及び再生に関する事項」ということで、ウに「砂浜、自然湖岸、湖岸緑地の保全・再生」というのが挙がってしまっていて、その中の3行目のところで、「現存する砂浜及び自然湖岸の保全」とか、「都市公園の植生の適切な維持管理」というのがありますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、喫緊の課題としての生態系保全というのは大変重要だと思うのですが、その一方で、長期的な視野で見たときに、例えば、砂浜であるとか、ヨシについても色んな施策をやっているのですが、自然湖岸をどう守っていくのかとか、あと、5ページの上にも、「景観の整備及び保全に関する事項」ということで、「琵琶湖を中心とした景観の保全・整備」というのが挙がっていますが、その景観の保全・整備というのは具体的な施策としてはどういうことをやられるのかというのは、何か具体的に案というのはあるのなら教えていただけたらということで、ないのなら、ぜひ。例えば、琵琶湖の中でこの砂浜というのは砂浜の植物が生育しているからと、一部は守られていますが、それはその砂浜の生物、海浜植物が生息している非常に限られた地域だけを保全しているわけですが、もう少し広い地域で、ここはあまり触らないとかというような地域での保全の指定みたいなものも含めた施策というのは今後お考えになっておられるのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

以前からヨシの再生や水草の再生につきまして、昔の米軍の撮った写真などを参考に、本来あった琵琶湖というのをもう一回、ヨシなどもやみくもに植えるのではなくて、もともと琵琶湖に、そこに存在したヨシ、そういったものを復元するために、我々としては、今新海とか菖蒲とかでやっておりまして、そういった昔のもともとあった琵琶湖というのをイメージして、水質や生態系を復元するような形で取り組みをさせていただいております。

水草につきましても同じように、1930年代から50年代ということで、20から30平方キロメートルという形で、そういうものが適切な水草の繁茂状況ということで、常にそういうこれからの琵琶湖というのは、過去に振り返って、400万年という歴史の中で築かれた琵琶湖というのをもう一回取り戻すということで、外来魚除去や、在来種も含め生態系を保全していきたいというような考え方で取り組みをさせていただいているということでございます。

(部会長)

この自然環境の自然湖岸の保全というところも、ぜひとも検討項目に入れていただけるとありがたいということです。

(委員)

資料2の「新しい芽出し」のところにもありますし、あとは、資料4の5ページの中ほどの(5)のウとかにもあるのですが、水環境ビジネスのことで幾つか言及があるのですが、具体的にはどのような内容のビジネスを振興しようと考えていらっしゃるのかを教えていただけたらありがたいのですが。

(事務局)

水環境ビジネスなのですが、もともと水の測定機器とか、そういったものというのは、もちろん今まで色んな企業が県内にもありますし、そういったところとタイアップしながら琵琶湖センターともやっているということは確かなのですが、新しく芽出しとしまして、水草とか、琵琶湖が起源の生物資源、ヨシとか、そういったものを活用していくということが大切なのかなと思っております。特に水草につきましては今年から、昨年度も結構企業さんからこういった、今現状では水草につきましては全量を堆肥化しているのですが、やはり1年、2年かかってしまうのです。堆肥化につきましては、県民の方々には非常に喜んでいただいているのですが、素材としては非常にいいのです。だから、そういったものを、水草をもっと高度に堆肥化させるとか、もっと他のものに利用するとか、バイオエタノールとかがありますが、そういったものに利用する。その利用したものを売ってビジネス化につなげていくということをセットで考えますと、非常にいい流れになるのではないかなというように思っておりまして、そういったチャンスをこういったところで研究機関と一緒に具体化させていくということがこれからの課題なのかなと思っております。

(委員)

というと、要するに最初に水質測定みたいなことをおっしゃっていましたが、主に考えていらっしゃるの、琵琶湖内で色々問題になっている大量繁茂する水草とかを集めて、それを商品化して、むしろブランド化して売っていくようなイメージですよね。これはしかし新しい芽出しというには、ちょっと違うように感じます。昔から取り組みとしてはありましたよね。これは従来からずっとやっていらして、なかなか商業ベースに乗らないということで頓挫していたというのは記憶にあるのですが。

(事務局)

今県で堆肥化しているものにつきましては無料で配布させていただいております、実際ビジネスにつ

ながるといのはなかなか今までなかったのですが、そういったところは今すぐ技術革新ができていまして、堆肥化につきましてもノウハウを持っている企業さんがおられまして、実際、食品の残渣なんかをリサイクルしているところなんかでも、そこに水草を使えばどうなのかというような問い合わせもありますし、そういった色んな技術ができてきましたので、だから、今そういったことを今までなかったから諦めるのではなくて、これから少しでもチャンスがあるのだったらビジネス化ということを、一つだけでもそういったことをすると、「水草というのは資源なんだ。邪魔者ではないんだ」というような認識が出てくると思います。だから、そういったことをこれから前向きに我々としては進めていきたいという。これは琵琶湖政策課の考え方ですが。

(事務局)

すいません。もう一点、別の観点から申し上げますと、ただ今、商工観光労働部のほうで水環境ビジネスフォーラムということを設置して、非常に多くの企業さんに参加していただいて取り組みを進めております。それを今後、よりこの琵琶湖環境部と商工労働部が連携を深めて、例えば、先ほどから話が出ていますように、国環研とも共同で研究をしていく。そういうふうにセンターとしても研究をする。そのセンターの研究成果をそういう水環境ビジネスフォーラムとかとも連携して、実際のビジネスにつなげていくと、そういうふうな取り組みをより強力に進めていきたいと考えております。そんな意味で「新しい芽出し」ということで書かせていただいているところです。

(委員)

芽出しとして使う、あるいは、琵琶湖保全法と関連させて使うのであれば、そのビジネスを次にどう使うかということも考えていただきたい。それがよく読めなかったものですから、つまりビジネスとして発展させつつ、それを具体的にどう設けつつ、どこにどう使うかということもしっかりと考えてやっていただけたらと思います。

(委員)

この資料4をずっと読ませてもらうと、これが全て完成したときには、将来は玉虫色の琵琶湖になってしまうと非常に喜んでいますが、例えば、窪地の埋め戻しから水草の除去という問題、これは何年も何年もずっと言い放しです。タイムスケジュールと費用と具体的にどの場所をどれだけ取って、どれくらいの資金が要り、国と県がやるのか、どこがやるのか、土木部がやるのか、それとも環境部がやるのか、具体的な例が一つも載っていません。10年も昔から言っているのと同じことが、少し文言を変えて書いてあるだけです。その間にどんどん外来性植物も増え、南湖の湖底には堆積しているヘドロが70から80センチに達するかというほど堆積してしまいました。

昭和60年代には琵琶湖の南湖は一大漁場でした。それがわずかここ14、5年で南湖は8割が水草で覆われてしまうという状態になってしまいました。今後、誰がどうやって何年でこれをどうするのか、南湖を復活させるのか、その辺りをタイムスケジュールも含めて出すべきだと思います。

それと、ニゴロブナ、ホンモロコが記載されていますが、これは滋賀県水産振興協会が8年程前から本格的にホンモロコの増殖に力を入れていますが、なかなか増えません。この素案には「水位操作」という言葉が一つも出ていません。これも平成4年から始まって、急激な水位操作をやったこと。特に平成7年でしたか、5月にプラス90何センチまでいって、わずか1週間ちょっとでゼロ水位まで下げられました。このときに卵は干し上がってしまいました。モロコは特に。同じ平成7年でも、春先に1キロ800円だったモロコが秋に1,800円になった。それぐらい琵琶湖では一遍にモロコがいなくなって、これ以後モロコの復活がありません。

水位操作という問題について、やかましいことを漁連の者が言っているのは、今皆さんの手元にある写真で見てもらったら分かるように、ホンモロコは水面ぎりぎりに卵を産んでいます。一晩に7センチ

下げられたら、全部の卵は干し上がってしまいます。これは、一つは近畿地方整備局がこういった魚類の産卵を確認してからは、緩やかな水位操作にするというのを決めたのは平成15年だったと思います。ところが、これまでに被害に遭ってしまっています。

その辺も含めて、今言ったように、誰がやるのか、どの期間でどれだけ振興させるのか。国と県と、色々書いておいてくれますが、下絵はどこがやって、当然滋賀県が策定計画をするので、その中でこの事業についてはこの期間内にこれくらいしますということをはっきりとうたえるようにしてほしいなと思います。

今言った窪地の問題もそのとおりです。窪地をまず整理しないことには、南湖の復活はできません。バブル期にあれだけ湖中砂利を取って、取ったほうが悪いのか、それを承諾させた漁師のほうが悪いのかという問題ですが。今、琵琶湖へ相当の、例えば姉川だったら、年間に砂利移動が1万トン以上だろうと思います。琵琶湖の河口へどんどん延びていく。ここらへんで湖中砂利を取るのなら余るほどあるのです。これをいかに南湖へ運んで窪地に埋めるかというだけのことです。これらについてはっきり具体案を出して、この事業を誰がやるのかというところをぜひとも示してください。

(事務局)

具体的な事業につきましては、今、この計画の中に全く書き込めてはいないのですが、それを、例えばこの計画に盛り込むのか、また、計画一覧のようなものをつくって別に示していくのかにつきましては、これから検討させていただきたいというふうに考えております。

水位操作のことにつきましては、これまで生態系に配慮した水位操作等をやっていたもの、確かに委員のおっしゃるような状況もございます。こういった表現ができるのかにつきましても、今後事務局のほうで検討してまいりたいと思っております。

(委員)

南湖の漁場再生ということで、ここにセタシジミのことが一切書いていないので、我々南湖に住む人間にとっては、やはりセタシジミというのは我々の本当の食材だったということで、その辺りを含めて、セタシジミも固有種ということで入れていただきたいなと思います。

水位操作は本当に船とか仕掛けに全部ごみが引っ掛かって、ものすごく流速が速くなるので、そのへんは本当に南湖というか、瀬田川に関してはかなり影響が水位操作は大きいということも少し頭に入れておいていただきたいと思うことと、先ほど水草の除去の関係で資料2でも申させてもらったのですが、要するにこの「喫緊の課題」と「新しい芽出し」の中での関連性、これは先ほど言った循環、持続可能な部分としてどのような動きが見られるのかということにたぶんつながっている話だろうと思うので、先ほど水環境ビジネスということ、当然水草を誰がするのかという話で、では誰がお金を出すんだという話にもなるんだろうと思いますので、税金ばかりではなく、税金でやる部分は当然かもしれないのですが、お金が回るようなシステムを、もう少し市場的なものも分かるような表現が、これは持続可能という意味合いですが、そういうふうな流れのものも、この資料4の中でももう少し表現していただけたらいいのかなという気はしています。

もう一つ、企業の関係で協働ということも書いてあるのですが、教育関係で企業、学生とか小学生、中学生等、色々教育のことは前回もお話ししましたが、県内を含めて、周辺の近畿圏も含めて企業さんあての教育というのはどのように考えておられるのか。当然この琵琶湖保全再生法に基づいての国民的な共有という中で、情報発信につながるのかもしれませんが、もう少し企業に対してのアプローチというか、責任を持たせるという意味合いで、色んな環境規制の中で、排水基準を守った設備を各工場さんなり、色んな対処はしておられると思うのですが、それは企業人の法人としての責任は当然なのですが、その中にある社員がどのように考えていくのかというところをもう少しアプローチできる内容が私は協働と、教育も含めてもう少しあるほうが子どもから、高齢化がこれからますます進む中での全体的な

世代の中での共有ができるのではないかなという気はしています。企業のほうの社員のことが、当然それは県民なり国民かもしれないのですが、そういうところを使ったほうがいいのかなと。教育という意味合いでは、もう少し幅を広げたほうがいいのではないかなという気はしています。

(委員)

琵琶湖再生計画の中での水源涵養林、森林の事項がそんなに数多く具体的にこの中に盛られていないのですが、琵琶湖の中の計画だと、森林への取り組みはこんなものかなと。どちらかといったら、森林審議会があるのだから、林業のことは森林審議会で議論しろというようなことを何か感じます。もっとこれから琵琶湖を守るためには、森林への取り組みが必要だというふうなところがもう一つ感じられないのが寂しいと私は思います。もう少し感じてほしいと思います。

そして、その中で、3ページの1つの文言なのですが、「持続可能な森林整備の推進」の3行目、「間伐や保育、再造林等を着実にやり」という文言があるのですが、間伐を着実にやっていくというのは分かるのですが、これと同じく、間伐と並列して保育、再造林を着実にして行く。今、保育、再造林、ここ10年、20年ほど、造林の植林はほとんどなされていないと思います。木は切られていないのだから、植林みたい、かなり、もう何十年、20年、30年前と比べると、造林活動、造林事業は少なくなっております。

そして、こんな木材の価格が低迷しているときに個人の所有者が造林されるとは思えませんし、やはりそここのところが、造林をいかに進めていくかというのは、これは大きな私は課題であると思っておりますし、ここ20年、30年、これからあと10年以上ほっておくと、これは空白の20年、30年、林業にとってはそういうふうな時代が来ると思いますので、しっかりとそこらへんのところの造林をいかに進めていくか。やはり造林をしようと思ったらお金がかかりますし、こんなにお金がかかるようだったら、個人の所有者は絶対造林なんかしないと思いますので、それを同じように並べてもらっては困ります。やはり間伐は着実にやり、そして今後の課題として、こういう課題が残ると。そのために、やはり造林事業の今後のことも考えて進めていかなければならないと思います。その造林事業でも、やはり混交林化、それも含めた形の取り組みを進めていかなければいけないというふうなことをもう少し考えて入れ込んでほしいと思います。

(委員)

やはり新しい芽出しというものをどう捉えていくのかというところの整理として、もちろんその喫緊の課題というのは、今起きている課題にどういふふうにアプローチをしていくのかという一方で、その保全再生を促進する、あるいは寄与するような新しい社会システムのあり方とか、あるいは価値観の創造に対してどういうことができるのかという切り口に、もしできるとすると、先ほどおっしゃったような森林の課題はむしろ喫緊の課題のほうだとか、水質も単にTOCだけを検討するのだったら喫緊の課題だが、ビジネスを考えるとこっちのほうだということの切り分けが事務局としてもしやすくなるのではないかなと思いますし、取りあえず第1期は32年までですが、これからも継続的なことだと思うので、できるだけその課題の解決が減ってきて、今後の新しい社会システムをつくっていくところが増えていくような展望を持って少し整理をされたら、もう少し皆さんの意見が反映されるのかなというふうに感じました。

あと、一番下の「琵琶湖の発信、環境学習」というところの発信と環境学習がまとめられてしまうところに、私は個人的には違和感がありまして、環境学習のところは、どちらかというところ、この法律のほうでは今の琵琶湖の価値を体験するようなところに重きが置かれていますが、そもそも、その琵琶湖の歴史性とか、あるいは、なぜ今こういふことが起きてしまっているのかというところを実感した上で保全再生に参画をしていくという道筋が必要になってくると思いますので、そういふところを担う環境学習と今の琵琶湖の楽しさがある意味体験していくというところを複合的に考えると、その発信と環

境学習はきちんと分けて、環境学習のところをもう少しきちんと掘り込まれたほうが分かりやすく、また価値の、意義のあるものになるかなというふうに感じました。

(委員)

新しい芽出しのところがこれでいいのかという問いかけに対してなのですが、ここに書いているのは、それぞれの分野に対してこういうことをやっていくというふうに書いていますが、ここに新しいという意味で進め方を新しくするというところもあるかなと思うのです。

といいますのは、具体的に、先ほど「この計画は滋賀県が主語です」とおっしゃったのですが、この計画を進めていくに当たって誰が取り組むのか、誰が情報発信するのかというのは、何も滋賀県だけがすることではないと思うのです。

そうすると、県がしたほうがいいのか、企業がしたほうがいいのか、NPOがしたほうがいいのかというのは少しよく考えて、任せられるものは地域に任せる、NPOだとか得意な人に任せるところができるのではないかなと思うところがあって、そうすると、その地域が持っている資源の中には、人だとか、ノウハウとか、現場を見ているからこそできることというところがうまく活かされるのではないかなと思うので、今一番大事なのは、協働というところにお金のやりとりがたまに発生するのですが、発生しないところもあって、みんなでやっていきましょうという感じなのですが、地域に仕事を任せる、みんなでやっていったほうがいいと思うことをその地域ができるんだったら、仕事を任せるのであれば、そこにお金を付けていくという考え方もあると思います。

受託、委託という考え方ではなくて、滋賀県、みんながやっていこうという計画を誰がするのかというところで、誰がするかによって、する人がお金をもらって、それに対して成果を出していくというところをやっていく方法もあるかなと思いますので、同じようなことを県もやっているし、NPOもやっているしというのではなくて、得意な人に任せる、そこにお金を付けるというやり方を新しくやっていくという考え方もあるかなと思います。

(部会長)

他にございますか。

特にご意見がないようでしたら私が最後に申し上げたいことがあるのですが、先ほど水位操作の話がお二人の委員から出ていたのですが、実は琵琶湖保全再生計画には水位の話というのが全く言及されておらず、これはマザーレイクのほうには書かれているのですが、だから、その水位の問題をこの計画で議論するというのはちょっと難しいのかなというふうに思っています。

そういうこともありまして、マザーレイク21計画は県の計画ではあるのですが、この法律で書かれていないものがマザーレイク21計画にもありますので、今後、平成32年にこれをもし統合することがあれば、法律に書かれていなくてマザーレイク21計画には書かれているものというのを、先ほどの目標、それから進行管理の問題も含めて、併せて平成32年に移行するに当たって、途中の議論でぜひそういうものを盛り込んでいていただきたいと思います。

ですから、マザーレイク21計画で書かれていて法律に盛り込まれていない。逆にマザーレイク21のときは、もう既に数年が経過しておりますので、新しい時代に応じて法律というのは当然変わっていくわけで、それを新たに付け加えて、次にその見直しをするときには、ぜひもっといい計画にしていっていただけたらというふうに思います。

これで本日の議論は終了したいと思います。

【以上】